

「グランドデザイン・大阪」推進会議開催要綱

(開催)

第1条 「グランドデザイン・大阪」に示す象徴的エリアのデザイン、みどり・公共交通などインフラ整備を具体化し、推進していくため「グランドデザイン・大阪」推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(活動)

第2条 推進会議は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 「グランドデザイン・大阪」の推進に関すること
- (2) 「グランドデザイン・大阪」に係わる情報発信・PR
- (3) その他推進会議が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者で構成する。

(役員)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、大阪府副知事をもって充てる。
- 3 副会長は、大阪市副市長をもって充てる。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

(協議会)

第6条 会長は、必要に応じて、協議会を置くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、大阪府住宅まちづくり部及び大阪市計画調整局に置くものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月14日から施行する。

〈別表〉（第3条関係）

大阪府

大阪市

関西経済連合会

大阪商工会議所

関西経済同友会